

認定こども園鎮西学院幼稚園
預かり保育実施規程

学校法人鎮西学院

2006年4月1日改訂

2008年4月1日改訂

2021年4月1日改訂

2023年7月1日改訂

認定子ども園鎮西学院幼稚園預かり保育実施規程

第1条 この規程は、認定子ども園鎮西学院幼稚園の1号認定子どもにおける預かり保育の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 預かり保育とは、認定子ども園則第10条第2項に定める1号認定子どもについて、7時30分から9時00分まで、14時00分から18時30分までの範囲内で行なう保育をいう。

第3条 預かり保育の種類は次のとおりとする。

- 1 月極め保育
- 2 随時の保育
- 3 新2号（保育の必要性がある）認定子ども保育
- 4 朝の預かり保育

第4条 預かり保育を実施する日は、園則に定める土曜日を除く登園日とする。

第5条 預かり保育を希望する保護者は、別に定める申込書により園長に申し出なければならない。

第6条 預かり保育の保育料は次のとおりとする。

- 1 月極め保育 月額 6,000円 8月のみ8,000円
- 2 随時の保育
 - (1) 14時00分から18時30分まで 500円×日数
 - (2) 夏休み・冬休み・春休み
 - 5時間以上 800円×日数
 - 5時間未満 500円×日数
- 3 新2号認定子ども
補助金（1日450円：月上限11,300円）との差額を徴収する。
 - (1) 14時00分から18時30分まで
50円×日数（500円との差額）
 - (2) 夏休み・冬休み・春休み
 - 5時間以上 350円×日数（800円との差額）
 - 5時間未満 50円×日数
- 4 朝の預かり保育（7時30分から9時30分まで）
30分 100円

第7条 前条の保育料は、月極め保育については毎月7日までその月分を、随時の保育については当日納入しなければならない。

なお、前条3の新2号認定子どもについては、園が月末に利用日数を確認し集計請求する。保護者は翌月7日までに納入しなければならない。

附 則

この規程は、1999(平成11)年4月1日から実施する。

この規程は、2000(平成12)年4月1日から実施する。

この規程は、2006(平成18)年4月1日から実施する。

この規程は、2008(平成20)年4月1日から実施する。

この規程は、2021(令和3)年4月1日から実施する。

この規程は、2023(令和5)年7月1日から実施する。